

# 東入間警察署ニュース

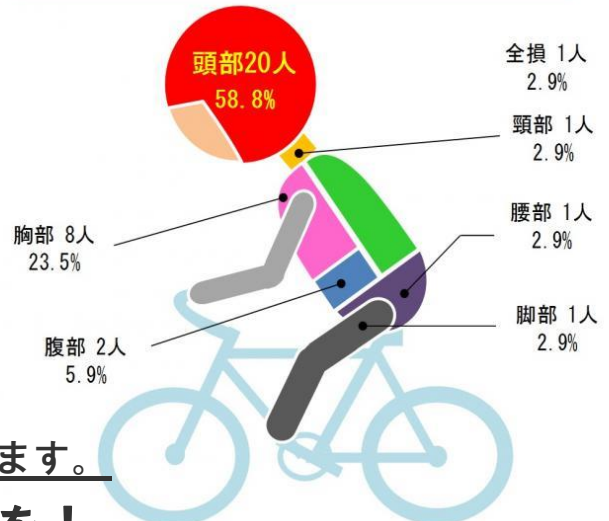
## 子供だけではなく大人も ヘルメットを着用しよう

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用努力義務化



せっかくのヘルメットも正しく着用しなければ効果がありません。あなたの命を守るために頭のサイズに合ったものを選び、あご紐をしっかり締めましょう。

自転車事故死者の負傷部位(令和3年中)



県内の自転車事故で亡くなった方の

**半数以上が頭部に致命傷を負っています。**

**乗車用ヘルメットは、全年齢で着用を！**

道路交通法第63条の11第1項～3項（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

万が一の交通事故のときに、被害を軽減できるのは乗車用ヘルメットです

